

身体拘束適正化のための指針

株式会社夢の浜

1. 身体拘束に関する基本的考え方

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく社員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2. 身体拘束等の適正化における基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、管理者を中心に十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い出来るだけ早期に拘束等を解除すべく努力します。

やむを得ない場合の3要素

- ・切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます
- ③利用者の想いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるよう努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、利用契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるよう努めます。

3. 身体拘束適正化における体制に関する事項

(1) 当法人では、身体拘束適正化に努める観点から、虐待防止と一体的に身体拘束適正化検討委員会を設置します。

なお、法人規模を考慮しハラスメント防止や事業継続計画における委員会を一体的に設置するものとし、「夢の浜委員会（以下 委員会）」として設置します。

(2) 本委員会の運営責任者は代表取締役とし、各事業所管理者以下介護職員、看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。

(3) 委員会はおおよそ3ヶ月に1回以上開催します。

やむを得ず身体拘束等を行った場合等、必要な際は随時委員会を開催します。

(4) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ①事業所内等での身体拘束適正化にむけての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束適正化に関する職員への指導
- ⑤提供する介護サービスの点検及び身体拘束に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高める取り組みに関すること
- ⑥身体拘束適正化のための指針の整備に関すること

4. 身体拘束適正化のための職員研修に関する事項

(1) 職員に対する身体拘束適正化のための研修は、おおよそ3ヶ月に1回以上実施します。

また新規採用時には必ず身体拘束適正化のための研修を実施します。

(2) 研修の内容については、日時、内容、出席者等を記録し保存します。

5. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会による検討

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会及び担当者による協議を実施し、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討しま

す。身体拘束等を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて確認します。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

要件を確認したうえで身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間、解除に向けた取り組みについて本人・家族に対して説明し十分な理解が得られるよう努めます。

また、身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と今後の方向性、本人の状態などを説明し同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

身体拘束等に関する記録は、方法、場所や時間、やむを得なかった理由、その際の利用者の心身の状況や経過、解除に向けての取り組みなどを記録します。

また、当該記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束に必要性や方法を随時検討していきます。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、その旨を本人・家族に報告します。

6. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

また、当法人職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページ上に公表します。

7. 附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。